

一、議会事務局職員は次のとおりである。

議事局長 島田 勉 君 議長 須崎 進 君 主事 市川昭利 君

一、地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長 石川常太郎 君 助役 篠崎俊夫 君 収入役 橋本孝蔵 君

教育長 君 企画調査室長 君 企画調査室主幹 生子国利 君

総務課長 高水 求 君 税務課長 務田村忠雄 君 市民課長 君

福祉事務所長 君 衛生課長 君 経済課長 君

建設課長 君 都市計画課長 君 水道課長 君

教育委員会庶務課長 君 教育委員会学務課長 君 選挙管理委員会事務局長 君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第二十七号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第二十八号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第五 陳情第三号 消火給水施設の早期設置に関する陳情書（審査報告）

日程第六 議席の変更

日程第七 常任委員会委員の選任

日程第八 議会運営委員会委員の選任

日程第九 一部事務組合議会議員の選挙

午前十時 開會、開議

○議長(木次性男君) ただいまから昭和四十七年才二回福生市議会臨時会を開会いたします。

こゝより本日の会議を行います。

○議長（末次性男力君）
こゝより日程に入りす。

日程才一 會議録署名議員の指名を行ふソナ

会議録署名議員の指名は、会議規則第一百三十二条の規定により議長におりて

二十三番 塩野鉄之助君

二十四番 石川信義君

一番
員井喜代次君

以上三名を指名いたします。

○議長（末次性男君）　この際報告事項があります。この事務局長へ
として諸般の報告をソナタさせます。

(島田議会議務局長報告)

一、昭和四十七年第三回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、議案説明員の出席要求について(別添参照)

四、二月分例月出納検査実施結果報告(別添参照)

五、三月分例月出納検査実施結果報告(別添参照)

○議長(末次性男君) 以上で報告を終ります。

○議長(末次性男君) 日程第二会期の決定と議題といたします。

今次臨時会の今期については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告に願います。

議会運営委員長 石川繁治君

(議会運営委員長 石川繁治君 登壇)

○議会運営委員長(石川繁治君) 二指名がありましたので報告いたします。

議会運営委員会は、本日招集の臨時会に先だって



五月十六日午前九時に開催し、議長から諮問されました第二回臨時会の日程および今期等について審議いたしました。議案等につきましてはお手もとに配付されておりますとおり、理事者から条例の一部改正案二件と、委員会に付託中でありました陳情の關係が一件、その他四件は仕期満了その他にとり、議会内部における変更、送付、送呈等、審議の結果、日程の順につきましては印刷配付済みのとおりお願いすることにした。

なお改正条例案につきましては地方税法の改正にとり、まして全国的に一部改正されるものであり、議運としては課税事務を考慮して即決してやるべきであろうとの結論となり、お願いすることとしたので、何ぶんご理解をよせられ、協力のほどをお願いいたします。

又市長の就任にあたり発言を求められておりますが、これにつきましては日程事項としないので、議案審議に入る前にお願います。といたしましたので、お含みおき願います。

した。おしりまして今次につきましては以上のことから他の案を考慮に入れ、会期については本日一日を十分であろうとの意見の一致をみましたのでそのように決定したのでお願いすることにいたしました。

なお昨年初議会を選任されて以来本日まで長きにわたり議会運営の向上と円滑化のために絶大なるご協力を賜りまして心からお礼申しあげ、かつ本日の議会運営も円滑に終始得られましたようご協力のほどお願いいたします。簡単におしります報告といたします。

○議長へ末次性男君一 以上を委員長は報告は終了しました。

おはかりいたします。会期につきましてはただいま委員長から報告されたとおり本日五月二十三日の一日間と決定いたしましたと思ひますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長へ末次性男君一 異議なしと認めます。よって

福生市議会

会期については一日間と決定いたしました。

○議長へ末次性男君一 この際市長から市長就任にあたり特に発言を求められておりますのでこれを許します。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長へ石川常太郎君一 本日は才二回福生市議会臨時会を開催いただきましてほとんど全員の方々の出席をいただきましてありがとうございます。なお貴重な時間を拝借させていただきましてお許しいただき、これ又大変ありがとうございます。

ご挨拶を申しあげたいと存じます。

過日の市長選挙におきまして議員各位の強力な援助をいただきました。また当選をさせていただきました。各位から寄せられた数々の厚情に對しまして心からお礼を申しあげ、次をいただきます。大変ありがとうございました。つきましては来る五月二十

一日あらためて再度福生市長に就任いたしました。
今後困難な問題も数多くあると思ひますが、風格
ある福生市建設と市政の進展のため全力をつくし、
もつて市民の付託にこたえらる覚悟をこたへますのべ倍
旧のご指導とご協力をお願い申しあける次第とごま
ソます。

本日の臨時会におきましては条例改正案二件を上
程申しあげました。慎重なるご審議をいただきま
してご不決賜りますようお願いいたします。挨拶と
いたします。よろしく願ひいたします。(拍手)

○議長(末次性男君) 以上で市長の挨拶は終了です。

○議長(末次性男君) 日程才三議案才二十七号福生市税賦
課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をソたさせます。

(須崎議事係長朗読) 省略

福生市議会

○議長(末次性男君) 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。税務課長

田村忠雄君

(税務課長田村忠雄君登壇)

○税務課長(田村忠雄君) ご指名によりまして議案才二十七
号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきて
してご説明を申しあげます。

提案理由といたしましては地方税法の一部が改正され
たことにとりないますして条例の改正をする必要が生じ
たためでございます。内容でございますが、才四条

の規定をござりまするが、これは市民税の非課税の規定
をござりまする障害者、未成年者等につきましてはその

所得が三十五万円まで非課税であったものを今回地方税
法の改正によりましてその限度額を三十八万円までに
引き上げられたためであります。次の才三十三条を
ござりまするがこれは市民税の所得控除の規定をござい

すして、今回の地方税法の改正によりまして、身心障害者扶養共済制度により掛金が所得から全額控除されることになったわけでございますが、税の規定上は小規模企業共済掛金控除額と統合いたしました。小規模企業共済の四でございますが、これは変動所得の市民税の関係でございますが、変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算の規定でございます。従来市民税の申告書に、変動所得又は臨時所得に関する記載があった場合には累進税率を用いないで平均課税の方法が適用されておりました。それで今回の改正によりましてその申告する際臨時所得や変動所得の記載がなかった場合でもやむを得ない事情があると認める時には平均課税の適用が受けられるように改正されたわけでございます。それから三十五条の規定でございますが、これはやはり市民税の申告の規定でございます。三十三条の改



正と同じ内容の改正でございます。それからオ七十七条の関係でございますが、これは軽自動車税の納税義務の免除の規定を受けようとするものの申告の規定でございます。今、今回地方税法の改正が全国的に行なわれたわけでございます。所有者が売り主に所有権が留保されているいわゆる割賦販売による軽自動車税につきましては現在売り主と買い主との共有物とみなしまして連帯責任として取っているのがあります。今回の地方税法の改正によりまして買い主の住所が不明になってしましまして売り主がその販売代金を受け取ることをできなくなった場合には、売り主の納付義務を免除するように改正されたわけでございます。この場合売り主の納税義務の免除を受けようとする場合には一号から四号までの事項を記載した申告書にその事由書をもえて申告しなければならぬという規定でございます。二項はその販売代金等金額を受け取ったような場合にはその事由が

消滅した時点を申告しなければならぬということになります。次のオ八十八条の関係になります。これは電気ガス税の徴収方法になります。その中に非課税部分の規定があります。今回の法律の改正で学校教育に準ずる教育を行なう施設として児童福祉法による教護院が追加されまして非課税となったわけになります。それと旧制による大学専門学校等の該当がなくなつたためにオ九十八条のオ一項を削除いたしました。規定の整備を行なうものになります。オ九十八条の規定になります。これはやはり電気ガス税に関する申出の義務の規定になります。ハ十八条と同じく児童福祉法による教護院が追加されたための改正になります。次に附則になります。オ二条は市民税に関する規定になります。今回の改正部分については四十七年度から適用して四十六年度分までは従前の通りとするということになります。オ三条は



になりますが、これは軽自動車税から七十七条の規定で四十七年度分の軽自動車税から適用し四十六年度分まではなお従前の例によるということになります。それからオ四条は電気ガス税に関する規定になります。昨年の地方税法の改正によりまして市街化区域農地に対する固定資産税の減額規定になります。昨年の地方税法の改正によりまして市街化区域農地のうち一号農地につきましては四十七年度から宅地なみ課税をすることになっておりますが、市街化区域農地の実態をさらに的確に把握するために市街化の程度に応じまして均衡ある課税を実施するために本年の三月地方税法の一部改正がなされて、一号農地につきまして耕作の用に供されてゐると認めらるる農地につきましては四十七年度に限り従来の農地としての税負担に減額するように改正されたわけになります。二項では減額する場合に農地課税審議会の議を経て特例対象農地に該当するかどうかの認定をすることになっております。農地課税審議会



については農業についての学識経験者あるのは都市計画についての学識経験者、その他の学識経験者で構成することになっておりますが、来月の定例会にお願ひする予定であります。以上雜はくな説明でございますが、よろしく審議のうえご決定あらんことをお願いいたします。

○議長(末次性男君) 以上を提案理由の説明は終了しました。こゝより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上を質疑を終ります。

○十一番(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オ二十七号については委員会付託および討論を省略し、原案とおり可決さるゝことと望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得た本案は委員会付託および



討論を省略し原案とおり可決したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案オ二十七号は原案とおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程オ四議案オ二十八号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたします。

(須崎議事係長朗読) 省略

○議長(末次性男君) 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。 税務課長

田村忠雄君

(税務課長田村忠雄君登壇)

○税務課長(田村忠雄君) 指名によりまして議案オ二十八号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして

削除

説明を申しあげます。

提案理由はやはり地方税法の一部改正により本条例の改正をすることが主だったためでございます。

市街化区域農地のうち一号農地について課する四十七年度分の都市計画税につきましてはやはり固定資産税と同様に耕作の用に供されてゐると認めらるるものにつきましては、四十七年度に限って従来の農地としての税額に減額されることとなりまして、この認定等につきましてはまったく固定資産税と同じ方法でやれということでございます。附則においては、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上はなほだ簡単でございますが以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

○五番（川窪清一君） この条文中に「特別対象農地」というのと「特別対象農地」とあるかどのようなふうに違ふのか、

○税務課長（田村忠雄君）

ただいま指摘をいただきました特別対象農地と特別対象農地とありますが、都市計画税条例にあります特別対象農地の特別というのは誤りでありまして、特別対象農地が正しいわけでございますのでそのように訂正させていただきます。

○議長（末次性男君） ただいま税務課長からミスプリントであるということと訂正の要求がありましたか、これを訂正することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よってミスプリントについては訂正することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オニハ号については委員会付託および討論を省略し、原案とおり可決さることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託および討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか、（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第二十号は原案とおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第五陳情第三号消火給水施設の早期設置に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

（総務委員長 森田秀雄君登壇）

○総務委員長（森田秀雄君） 指名がありましたので審査報告をいたします。

（陳情審査報告書朗読） 別添参照

続きまして本件について簡単に補足説明を申しあげます。本陳情の内容は昨年暮れ、武蔵野の拝島ボーリングから砂川にいたる五日市街道沿いの砂利穴埋立て地火災による消火活動に困難をきめため、付近に消火栓を設置していただくたいというものであります。

四月二十六日に委員会を開催し現地を視察等とし慎重審議をいたしました。この消火栓設置の費用が約三百万円程度かかるという話ですが、ソグれにいたしました。今後家屋や工場の増加にともないして市民の生命、財産を守る見地から本陳情書の主旨は妥当なものであり、消火栓設置について努力すべきものとの意見の一致をみ、当委員会としましては採択すべきものと決定いたしましたので、ご報告します。

何とぞ当委員会の決定とおり採択くださるようお願いいたします。報告をいたします。